平成２１年（フ）第１４２１４号
東京都八王子市寺田町432―149―２
破産者　石田　治英
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９０５８号
東京都港区新橋６丁目23番７号
破産者　フーヅヴァリエーション株式会社
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６９１号
東京都八王子市中山614
破産者　加藤　皓介
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１４２号
埼玉県戸田市新曽1948番地
破産者　株式会社サクラ紙工製本
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１４３号
埼玉県戸田市大字新曽2065―１　エクレールⅡ―303
破産者　齋藤かほり
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１２９号
埼玉県日高市大字高萩751番地48、開始決定時の住所埼玉県入間郡越生町大字越生850番地１
破産者　浅野　勝祥
１　決定年月日　平成22年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２６５号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町３丁目23番12号
破産者　山崎　正治
１　決定年月日　平成22年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８８号
岩手県下閉伊郡山田町豊間根第４地割129番地３
破産者　尾形　　昇
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第５２号
福岡県柳川市大和町中島995番地１
破産者　森田　生子
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第４号
群馬県太田市金山町26番43―９号
破産者　一寸木敏博
１　決定年月日　平成22年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第３５号
埼玉県久喜市久喜東１丁目６番39号　サンハウス201、破産開始決定時の住所埼玉県久喜市野久喜436番地４
破産者　中村　厚也
１　決定年月日　平成22年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８０５号
さいたま市岩槻区加倉４丁目１番21―102号、破産手続開始決定時の住所さいたま市岩槻区大字馬込948番地２
破産者　本多　正信
１　決定年月日　平成22年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９３４号
埼玉県川口市芝西２丁目20番17号
破産者　斎藤　博美
１　決定年月日　平成22年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９４３号
さいたま市岩槻区加倉４丁目22番44―101号、旧住所さいたま市岩槻区本町４丁目９番９―１号
破産者　猪野　康弘
１　決定年月日　平成22年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９４８号
埼玉県蓮田市御前橋１丁目７番７号
破産者　小池　利明
１　決定年月日　平成22年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８２号
埼玉県坂戸市東坂戸２丁目19番302号、破産開始決定時の住所さいたま市浦和区上木崎６丁目39番１号　アスカハイツ203号室
破産者　長崎　裕介
１　決定年月日　平成22年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
千葉県山武市津辺275番地
破産者　馬場　正道
１　決定年月日　平成22年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１５９号
千葉県山武市津辺275番地
破産者　馬場　玉実
１　決定年月日　平成22年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２１２７号
神奈川県大和市中央２丁目２番13号　ＳＴＡＧＥ亜樹子№２―203
破産者　金　　明愛
１　決定年月日　平成22年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部